

増間ダム深淺測量業務仕様書

令和 8 年度

安 房 郡 市 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合
水 道 部

第1章 総 則

1-1 名称・目的

- (1) 名称 増間ダム深浅測量業務（以下「本業務」という）
- (2) 場所 南房総市増間 542 番地の 1 地先
- (3) 目 的

本業務は、水利使用規則 第 9 条に基づき行うものであり、増間ダムの堆砂状況を把握するため深浅測量を実施し、報告書を作成することを目的とする。

1-2 仕様書の適用

本業務は、本仕様書に従い施工しなければならない。ただし、特別な仕様については発注者、受託者双方協議のうえ定めた仕様に従い施行しなければならない。

1-3 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたっては、本仕様書の他、千葉県公共測量作業規程、千葉県公共測量作業一般仕様書、その他関係仕様書・作業規程等を適用するものとする。

1-4 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1-5 主任技術者及び技術者

- (1) 受託者は、主任技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- (3) 受託者は業務の推進を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

1-6 履行期限

本業務の履行期限は令和 8 年 12 月 25 日までとする。

1-7 事故の防止

受託者は、本業務実施にあたり障害その他事故発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法及びその他関係法令を遵守し円滑にこれを行わなければならない。

1-8 貸与品の取扱い

- (1) 本業務にあたり、小型船舶の船体は貸与するが、船外機及び燃料等は受託者が用意するものとする。
- (2) 発注者は、関係図書等を所定の手続きによって貸与する。

1－9 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に監督職員の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を支持された箇所はただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1－10 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納入し、企業団任命の検査職員の検査をもって業務の完了とする。

1－11 疑義の解釈

本仕様書は定める事項について、疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、監督員、受託者協議の上、これを定める。

第2章 業務内容

2-1 業務の範囲

本業務の範囲は、予め指定する測線において深浅測量を実施する。(No.0～No.21)その結果に基づく断面積を対比させ、測量実施日現在の堆砂量を算定する。

※過去及び現在の横断図・断面図・地形図等は電子化(CAD)すること。

2-2 深浅測量

発注者が指定する測線を、千葉県公共測量作業規程に従い深浅測量を実施し、縦断図、横断図を作成するものとする。

2-3 測量機器

音響測探機、トータルステーション、レベル等は十分な精度を有するものを使用し、使用前に点検・調整を行うものとする。

特に音響測探機は毎日1回以上当日の測深水域または、その付近でバーチェックを実施し、そのうち数回は発注者立会い確認を受けること。

2-4 納品図書

本業務の納品図書は下記に記載する。

1. 報告書 A4版 3部

報告書原稿 1式(試験的に電子納品も併せて行う)

報告書とは次の項目を編集・製本したものとする。

(1) 貯水池平面図 縮尺 1/1000

平面図には、次の事項を記載する。

- ①測線 ②測点番号 ③杭頭位置 ④洪水時湛水域(常時満水位・赤色標示)
- ⑤用地買収線(黄色標示) ⑥河川区域(青色標示)

※平成20年度製作の平面図を使用する

(2) 平均河床縦断図 縮尺 縦1/100 横1/1000

縦断図には、次の事項を記載する。

- ①測点番号 ②区間距離 ③追加距離 ④元河床高
- ⑤現在以前3ヵ年の平均河床高
- ⑥現在平均河床高 ⑦現在洪水位 ⑧設計洪水位 ⑨常時満水位
- ⑩その他 発注者が指示するもの。

(3) 最深河床縦断図 縮尺 縦1/100 横1/1000

縦断図には、次の事項を記載する。

- ①測点番号 ②区間距離 ③追加距離 ④元河床高
- ⑤現在洪水位 ⑥前年度・本年度最深河床高
- ⑦設計洪水位 ⑧常時満水位 ⑨最低水位

⑩その他 発注者が指示するもの。

(4) 横断図 原則として縮尺 1/500

横断図には、次の事項を記載する。

①測点 ②区間距離 ③追加距離 ④元河床高

⑤前年度・本年度河床高 ⑥前年度平均河床高 ⑦現在平均河床高

⑧現在洪水位 ⑨設計洪水位 ⑩常時満水位

⑪その他 発注者が指示するもの。

(5) 堆砂量及び貯水池容量計算書

各計算書には、次の数量を算出し編冊するものとする。

①総貯水量 ②有効貯水量 ③死水容量 ④堆砂量

⑤有効容量内堆砂量 ⑥死水容量内堆砂量 ⑦ダム堤体定点測量結果

(6) その他

必要と定める事項。

2-5 その他

崩落・陥没等が生じ断面に大きな変動がある場合には、発注者の指示により横断測量を行うものとする。